## 被扶養認定に必要な提出書類一覧表

扶養する家族の状況				提出/添付書類	証明するところ		同一世帯でなくてもよい人								同一世帯が条件		の人	
			状況			配偶者	父母	子③		孫弟妃	孫 • 弟妹 <b>②</b>		兄姉	甥•	• 姪	義父母	叔父	備考
							2	修義 了教育	義務教育中 ・	修義 了者 育	義務教育中 ・		راب <u>ر</u> 2	修義 了者 育	義務教育中 ・	, Q	叔母	
		太平洋セメント健保組合専用書類		被扶養者(追加・削除)異動届	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	太平洋セメント健康保険組合のホームページ『申請書 式ダウンロード』より印刷して記入のこと
				被扶養者状況報告書	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
必ず提出する書		類親族・同一世帯が証明されるもの		″続柄″記載の世帯全員分の住民票(原本)	市区町村	-	0	*	-	*	0	0	0	0	0	0	0	発行日から35月以内の書類を提出 ★全日制の高校生は不要
		過去1年以上無収入の人		″収入金額O円″の証明書(原本) 4	市区町村	0	0	*	-	*	-	0	0	0	-	0	0	発行日から35月以内の書類を提出 ★全日制の高校生は不要
		過去1年以内に収入があった人		所得(収入)証明書(原本)	市区町村	0	0	*	-	*	-	0	0	0	-	0	0	発行日から35月以内の書類を提出 ★全日制の高校生は不要
該当する場合に提出する書類 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	1年以内に退職した人			・以下の書類のいずれかを提出  ☆健康保険資格喪失証明書(写)  ☆離職票(写)  ☆退職証明書(写)  ☆退職日が記載してある証明書	前勤務先または 前健康保険組合	0	0	0	ı	0	ı	0	0	0	1	0	0	
	失業給付の受給が終了した人			″資格終了印″のある雇用保険受給資格者証(写)	ハローワーク	0	0	0	1	0	1	0	0	0	ı	0	0	全ページをコピーして添付のこと
	生 大業給付の受給期間を延長する人			『受給期間延長通知書』(写)	ハローワーク	0	0	0	-	0	-	0	0	0	1	0	0	
	関  ハート・アルハイト寺別ガしている人		ハスト	・以下の書類のいずれかを提出 ☆雇用契約書(写)	勤務先	0	0	0	-	0	-	0	0	0	ı	0	0	
			10/1	☆直近37月分の給与明細書(写) ☆給与見込証明書(1年間分)	±00007 ti	0	0	0	-	0	-	0	0	0	-	0	0	
	か 個人事業/不動産所得のある人			直近1年分の経費明細を含む確定申告書(写)	税務署	0	0	0	-	0	-	0	0	0	-	0	0	
	周 個人事業を廃棄した人			個人事業の廃業届出書(写)	税務署	0	0	0	-	0	-	0	0	0	-	0	0	
	れ る 			直近の年金振込通知書(写)	日本年金機構等	0	0	0	-	0	-	0	0	0	-	0	0	企業年金・障害年金・遺族年金・共済年金等、受給( 予定)しているものすべてを提出
	5 日本金受給予定の人 D			年金見込額通知書(写)	日本年金機構等	0	0	0	-	0	-	0	0	0	-	0	0	
	出産手当金を受給終了した人			出産手当金支給決定通知書(写)	前健康保険組合等	0	0	0	-	0	-	0	0	0	-	0	0	
	傷病手当金を受給終了した人			傷病手当金法定期間受給満了 通知書(写)     傷病手当金支給決定通知書(写)	前健康保険組合等	0	0	0	-	0	-	0	0	0	-	0	0	
	被保険者と別世帯の人(配偶者・配偶者と同居の家族を除く)		配偶者と同居の家族を除く)	直近37月分の振込証明書(写) (手渡し不可)	金融機関	-	0	*	-	*	-	0	0	不可	不可	不可	不可	★全日制の高校生は不要
	目旌•同一卅崇笙	穿が証明されるもの	海外から家族を 呼び寄せた人	"在留期間・続柄"記載必須の世帯全員分の住民票(原本)	市区町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			養子縁組をした人	″続柄″記載必須の世帯全員分の住民票(原本)	市区町村	-	-	-	-	0	0	_	-	0	0	-	_	
	章害者			・障害者手帳(写) ・直近の年金振込通知書(写)	• 市区町村 • 日本年金機構等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	義務教育を修了した全日制の高校生			在学証明書(原本)	学校法人	0	-	0	-	0	-	-	0	0	-	-	0	
	健保組合の任意継続被保険者だった人		た人	任意継続資格喪失証明書(写)	前健康保険組合	0	0	0	-	0	-	0	0	0	-	0	0	

- ① 内縁関係の場合は配偶者と同等だが、同一世帯が条件
- ② 世帯分離は、別居扱いのため仕送り証明が必要
- ③ 配偶者が他の健保組合に加入している場合は、子は原則として年収の多い方の扶養者とするので配偶者の年収を証明できる所得証明書を提出のこと
- ④ 市区町村によって「所得証明書」の呼称が異なる場合あり。市区町村より「所得証明書」が交付できないとの回答があった場合にのみ、記載省略のない「非課税証明書」を提出のこと